

4. 道路特定事業計画

4-1 整備のポイント

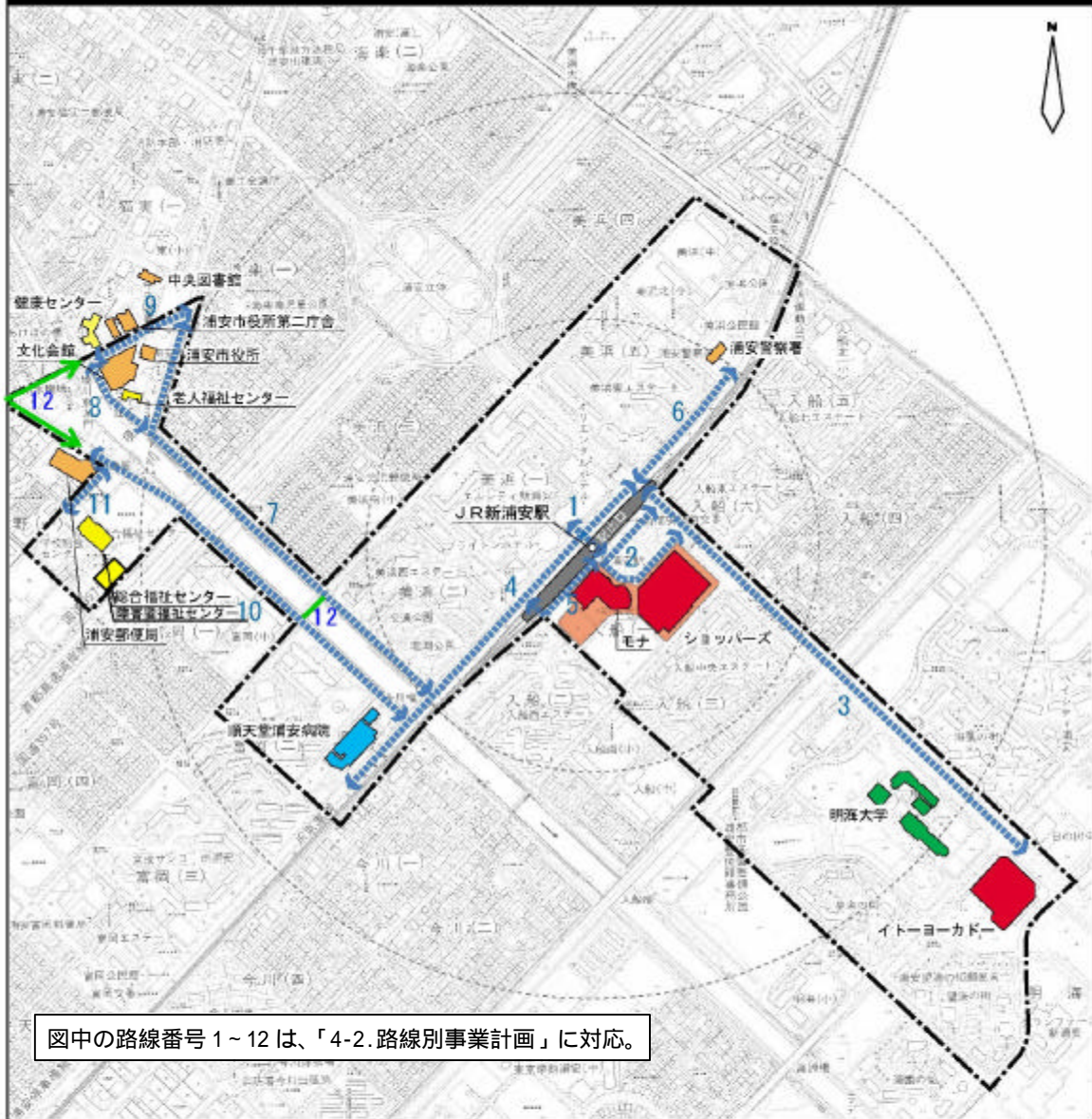
道路特定事業におけるバリアフリー整備は、基本的に「移動円滑化基準」及び「ガイドライン」に準拠して実施します。

また道路特定事業計画においては、基本構想で策定された種々のバリアフリー項目が今後確実に事業実施できるよう、整備方法、整備スケジュール等を立案すると同時に、新たなルートの追加等についても検討を加えます。

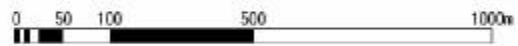
バリアフリー整備は、まず初めに歩行者交通量の多い駅前広場、シンボルロード、若潮通り等について実施します。続いて徐々に対象目的施設に向かい、最終の平成22年度に市役所周辺及び準特定経路について整備し、道路特定事業を完了します。

重点整備地区内のその他の道路の整備については、特定経路及び準特定経路の整備が終了次第、順次進めていくものとします。









交通バリアフリー道路特定事業計画 整備のポイント



図中の路線番号 1～12 は、「4-2. 路線別事業計画」に対応。



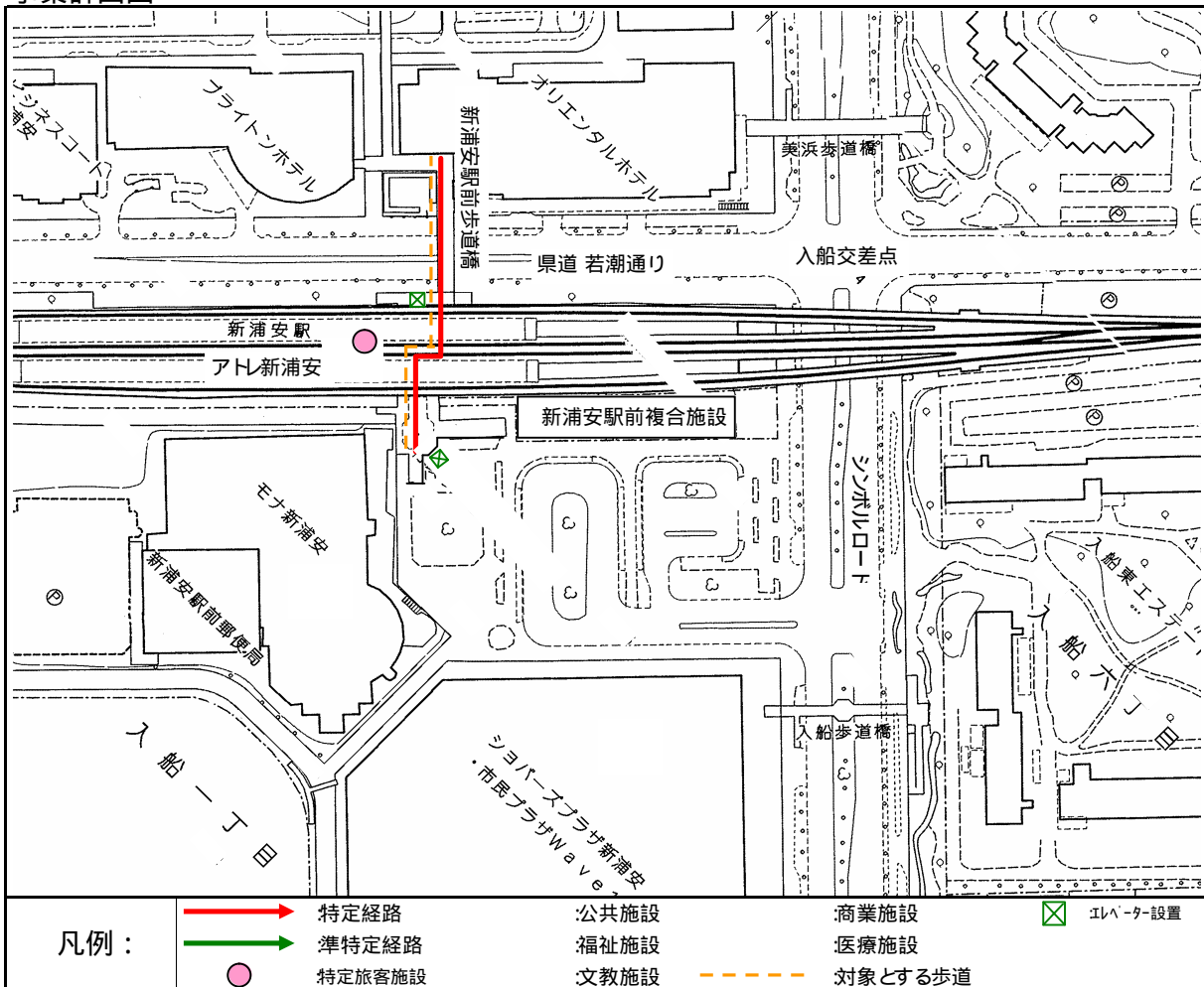
凡 例

対象目的施設		公共施設	特定経路		特定経路	重点整備地区		重点整備地区の範囲
		福祉施設			準特定経路			
		文教施設						
		医療施設						
		商業施設						

4-2 路線別事業計画

路線名 :市道5-50号			
事業区間 :新浦安駅連絡通路			
延長 :L = 105m			
事業の内容	事業量 (延長/箇所数)	実施予定期間	
		着手	完了
エレベーター設置(駅舎北側)	1箇所	平成17年度	平成19年度
エレベーター設置(駅前広場側)	1箇所	平成17年度	平成20年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項		・エレベーターの設置位置については、詳細設計において確定する。	

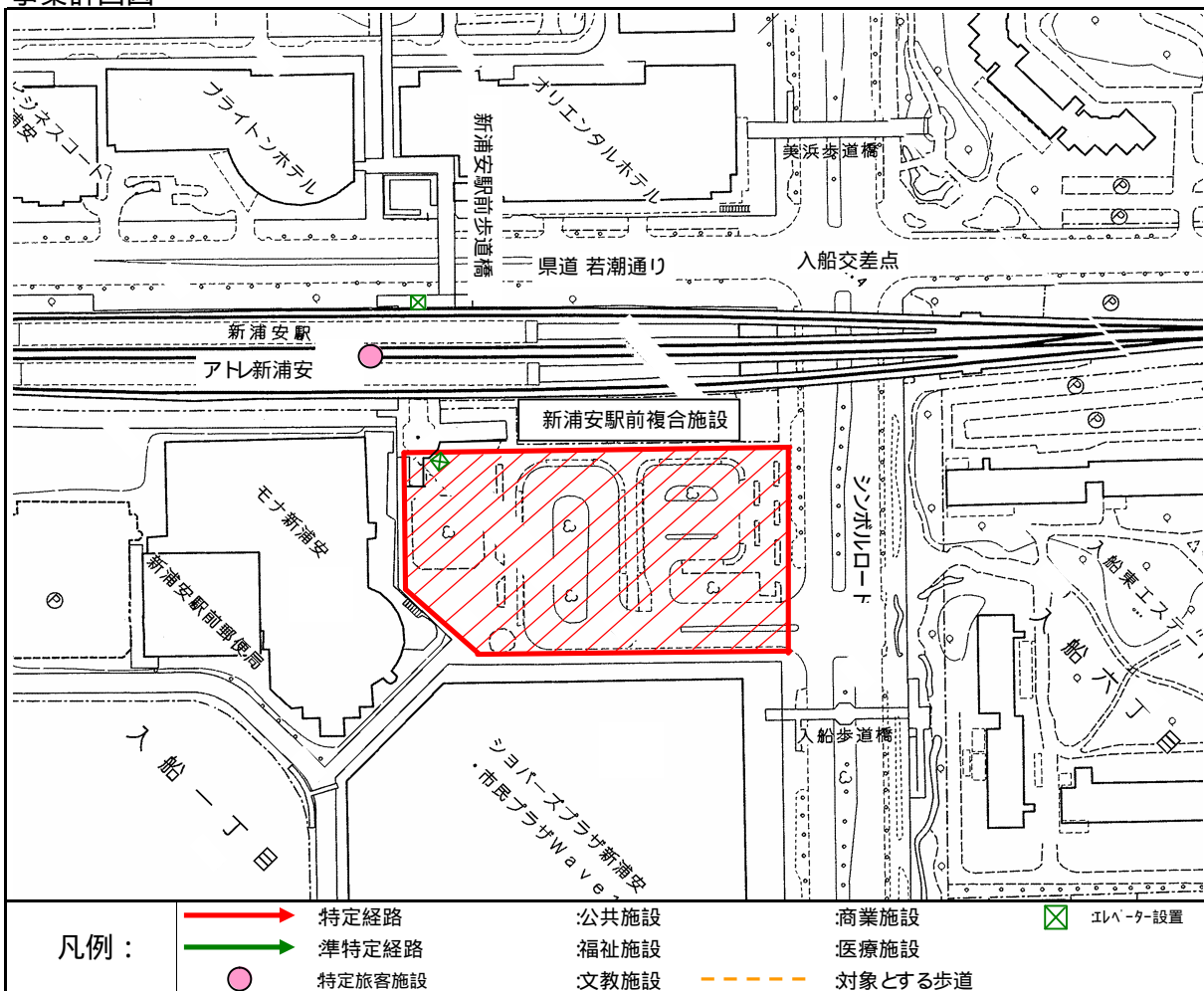
事業計画図



事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

路線名 幹線9号(駅前広場)			
事業区間 新浦安駅前広場			
事業の内容		事業量 (延長/箇所数)	実施予定期間
			着手 完了
視覚障害者誘導用ブロック設置		790m	平成18年度 平成19年度
タクシー・自家用車乗降部の改良		3箇所	平成18年度 平成19年度
ベンチ改修(ヒップレスト)		16箇所	平成18年度 平成19年度
案内標識整備(複合型)		1箇所	平成18年度 平成19年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項		平成18年4月オープン予定の新浦安駅前複合施設整備運営事業と一体的に整備を行なう	

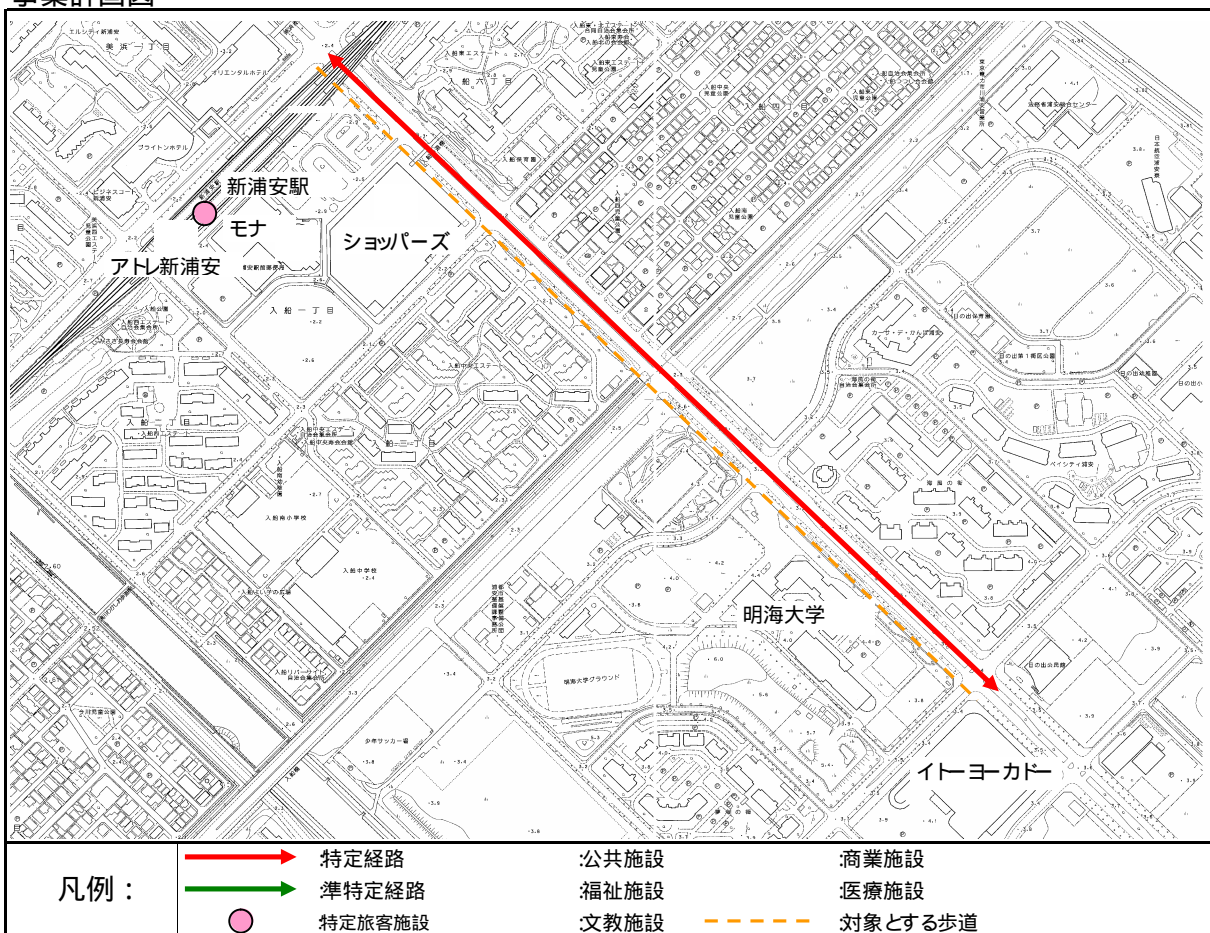
事業計画図



事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

路線名 幹線9号 (シンボルロード)			
事業区間 : (始点)入船交差点 ~ (終点)イトヨーカード			
延長 W = 9m、L = 1140m			
事業の内容	事業量 (延長 / 箇所数)	実施予定期間	
		着手	完了
巻込部の段差・勾配の改良	12箇所	平成18年度	平成18年度
視覚障害者誘導用ブロック設置	1140m	平成18年度	平成18年度
連続照明設置 (歩道灯具交換)	8箇所	平成18年度	平成18年度
案内標識整備 (誘導型)	6箇所	平成18年度	平成18年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			

事業計画図



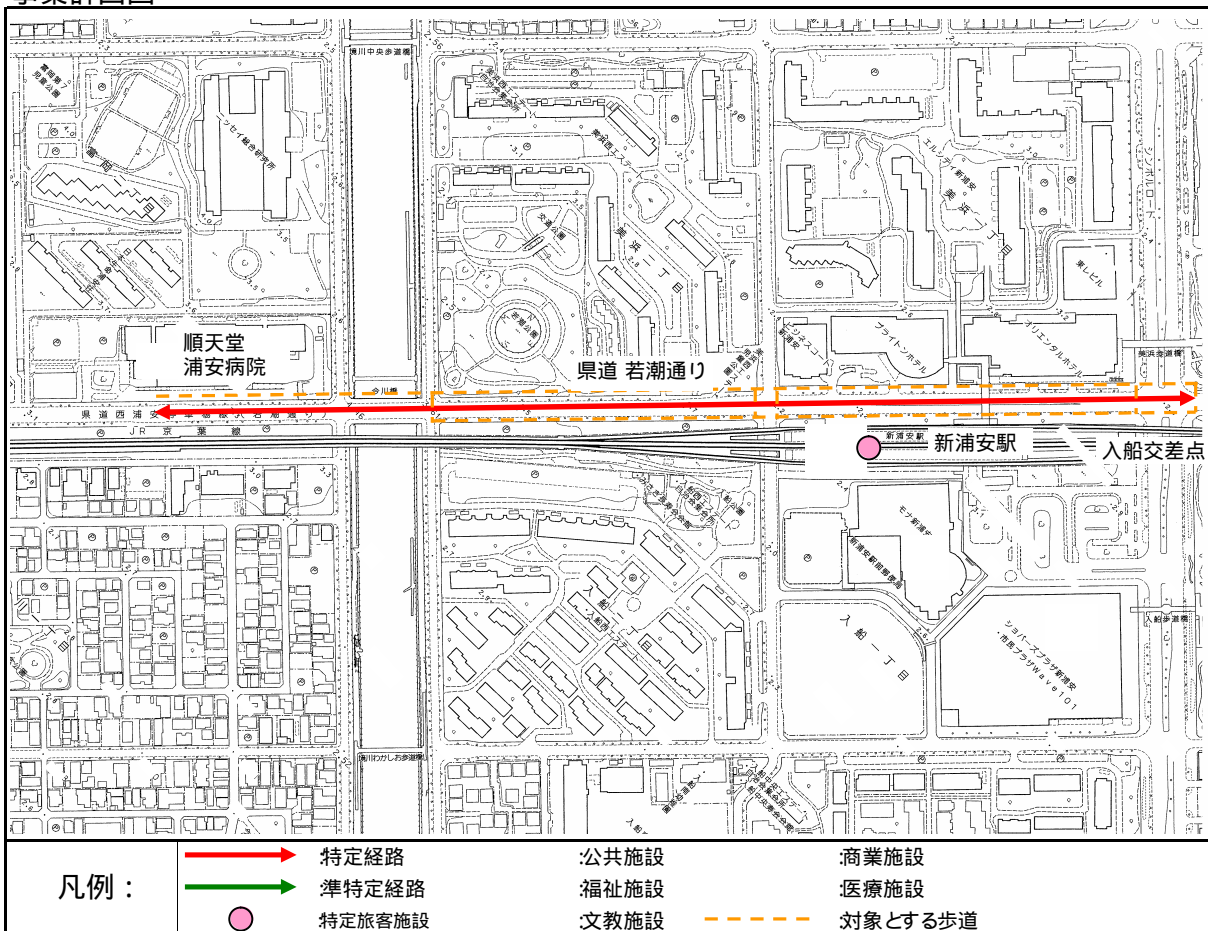
事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

特定経路4 県道西浦安停車場線 (若潮通り)

管理者：【千葉県、浦安市】

路線名 県道西浦安停車場線 (若潮通り)			
事業区間 (始点)入船交差点 ~ (終点)順天堂浦安病院			
延長 W = 4m、L = 900m			
事業の内容	事業量 (延長 / 箇所数)	実施予定期間	
		着手	完了
巻込部の段差 勾配の改良 (県)	17箇所	平成17年度	平成20年度
視覚障害者誘導用ブロック設置 (県・市)	870m	平成17年度	平成20年度
歩道舗装 (県)	3480㎡	平成17年度	平成20年度
連続照明設置 (歩道灯追加、共架A-M交換等 県)	16箇所	平成17年度	平成20年度
案内標識整備 (誘導型 県)	6箇所	平成17年度	平成20年度
エスコートゾーン設置 (県)	3箇所	平成17年度	平成20年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	・エスコートゾーンの設置については、交通管理者との協議及び周辺住民の同意に基づき実施する。 ・照明の箇所数については、詳細設計で決定する。		

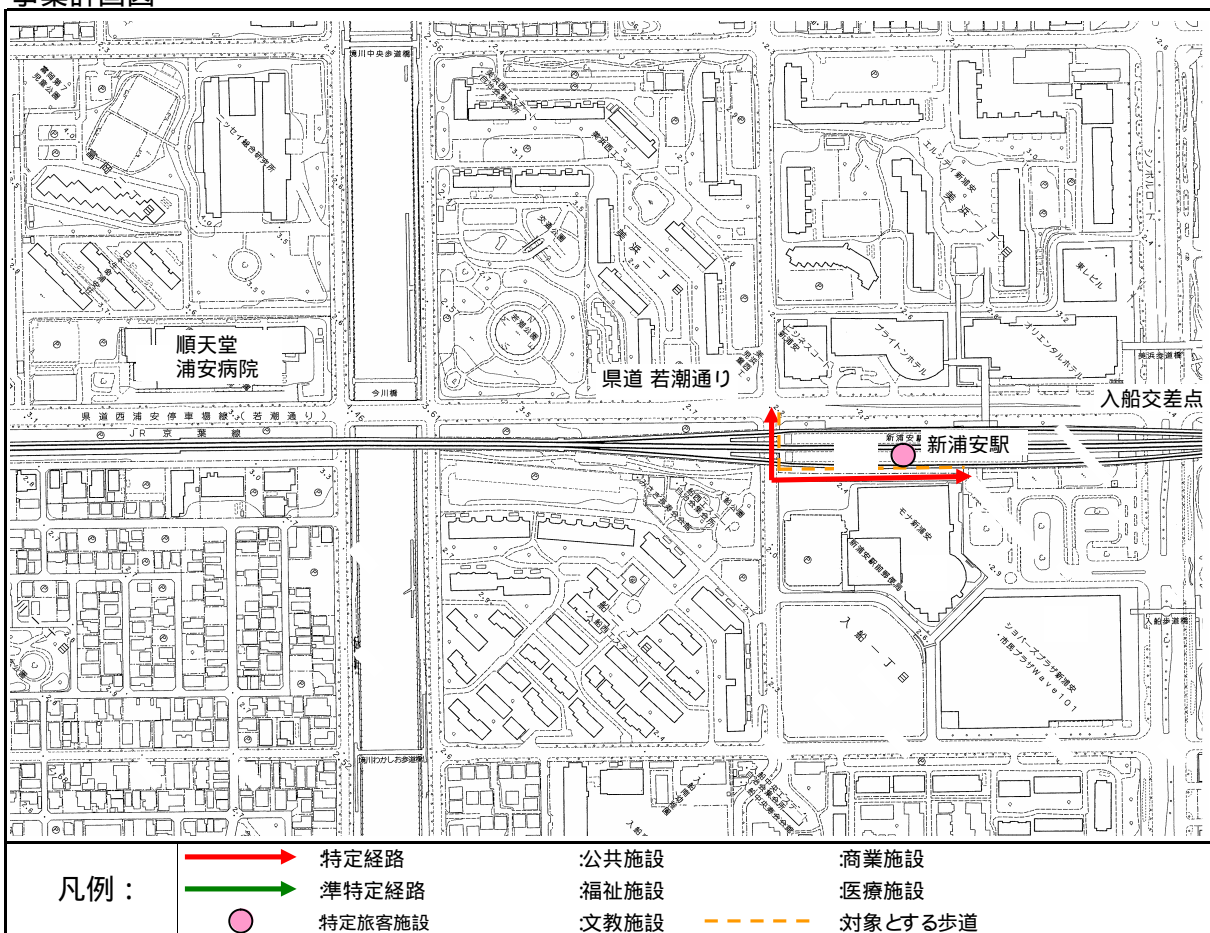
事業計画図



事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

路線名 :市道5-27、5-52号			
事業区間 : (始点)新浦安駅 (駅前広場側)~ (終点)若潮通りとの交差点			
延長 :W = 3m、L = 240m			
事業の内容	事業量 (延長/箇所数)	実施予定期間	
		着手	完了
視覚障害者誘導用ブロック設置	240m	平成18年度	平成19年度
歩道舗装	195㎡	平成18年度	平成19年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			

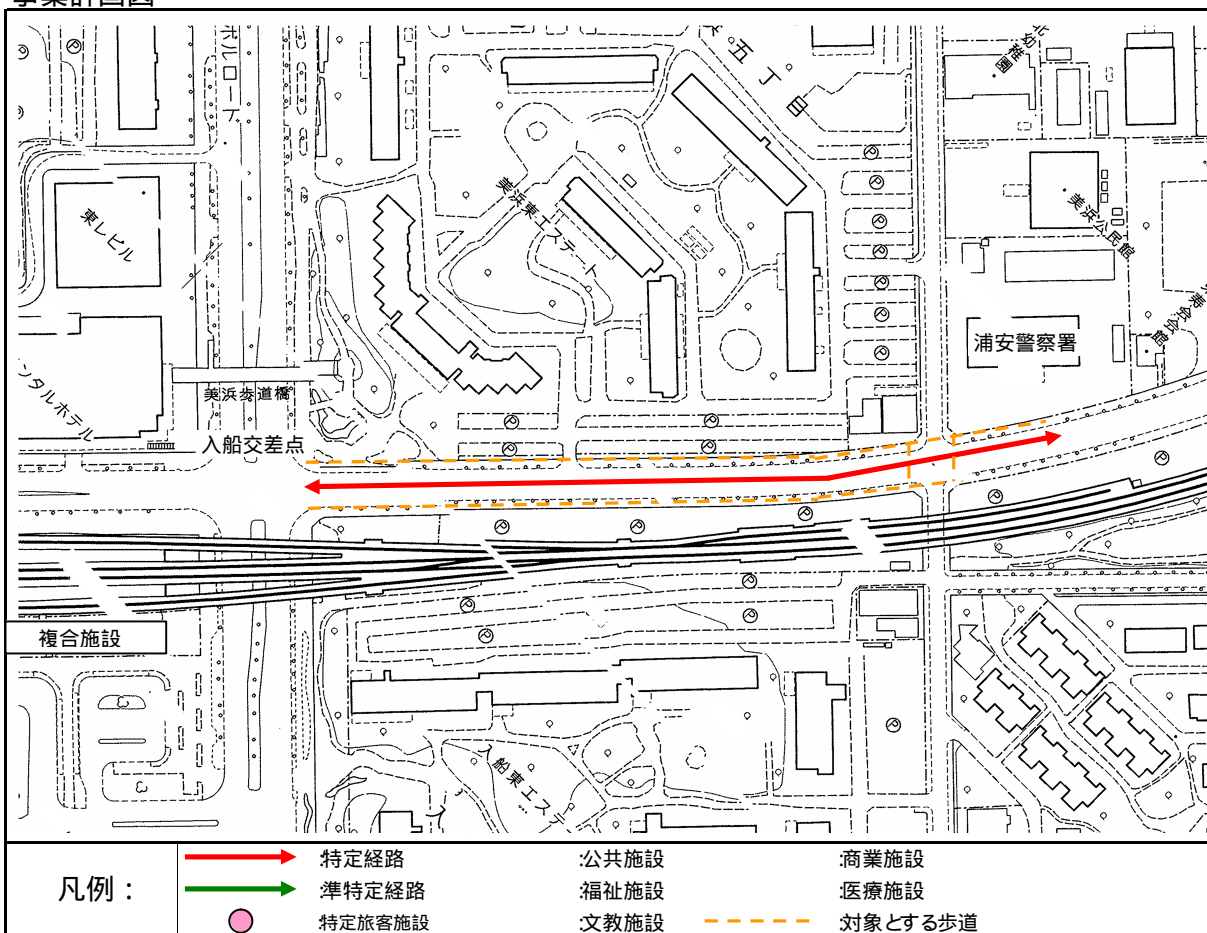
事業計画図



事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

路線名 :市道4-52号			
事業区間 : (始点)入船交差点 ~ (終点)浦安警察署			
延長 :W = 4m、L = 350m			
事業の内容	事業量 (延長 / 箇所数)	実施予定期間	
		着手	完了
巻込部の段差・勾配の改良	8箇所	平成18年度	平成19年度
視覚障害者誘導用ブロック設置	660m	平成18年度	平成19年度
歩道舗装	2640㎡	平成18年度	平成19年度
案内標識整備(誘導型)	5箇所	平成18年度	平成19年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			

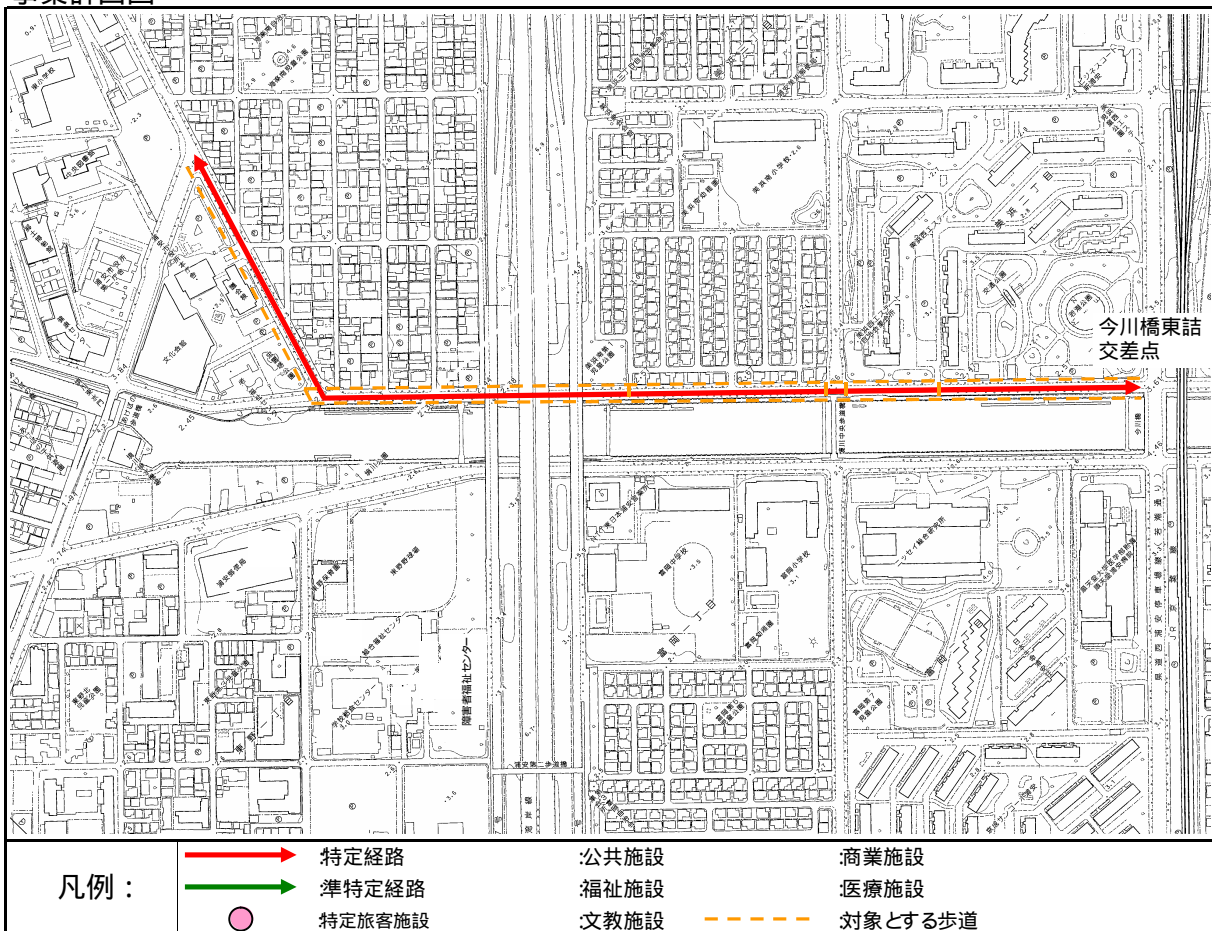
事業計画図



事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

路線名 :市道5-1号			
事業区間 : (始点)今川橋東詰交差点 ~ (終点)浦安市役所東口交差点			
延長 :W = 4m、L = 1125m			
事業の内容	事業量 (延長 / 箇所数)	実施予定期間	
		着手	完了
巻込部の段差・勾配の改良	16箇所	平成18年度	平成22年度
視覚障害者誘導用ブロック設置	1970m	平成18年度	平成22年度
歩道舗装	7880㎡	平成18年度	平成22年度
連続照明設置(歩道灯追加・灯具交換等)	62箇所	平成18年度	平成22年度
案内標識整備(誘導型)	2箇所	平成18年度	平成22年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	照明の箇所数については、詳細設計で決定する。		

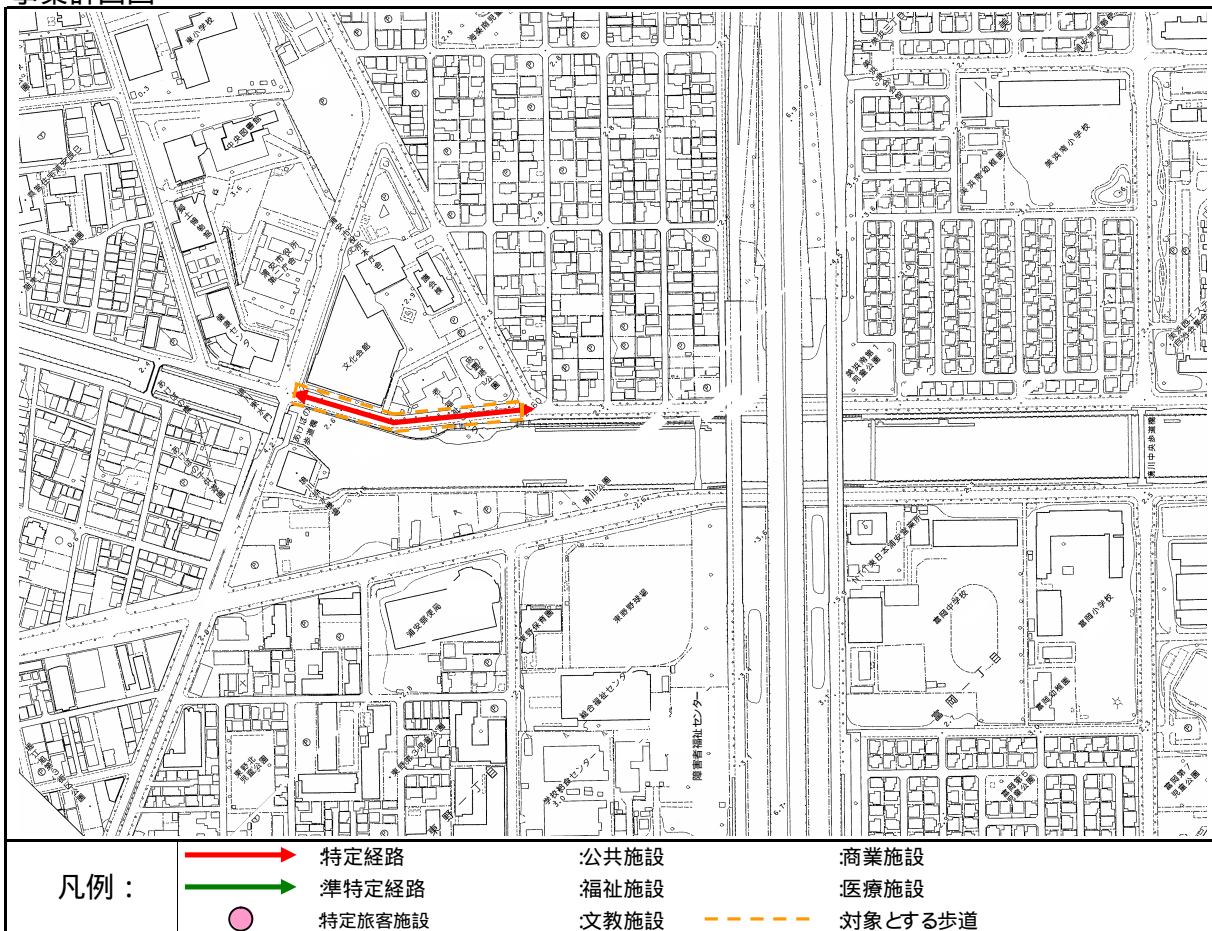
事業計画図



事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

路線名 :市道5-2号			
事業区間 : (始点)老人福祉センター東側交差点 ~ (終点)あけぼの歩道橋左岸側交差点			
延長 :W = 4m、L = 185m			
事業の内容	事業量 (延長 / 箇所数)	実施予定期間	
		着手	完了
巻込部の段差・勾配の改良	3箇所	平成18年度	平成22年度
視覚障害者誘導用ブロック設置	370m	平成18年度	平成22年度
歩道舗装	1480㎡	平成18年度	平成22年度
連続照明設置(歩道灯追加)	7箇所	平成18年度	平成22年度
案内標識整備(誘導型)	1箇所	平成18年度	平成22年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	照明の箇所数については、詳細設計で決定する。		

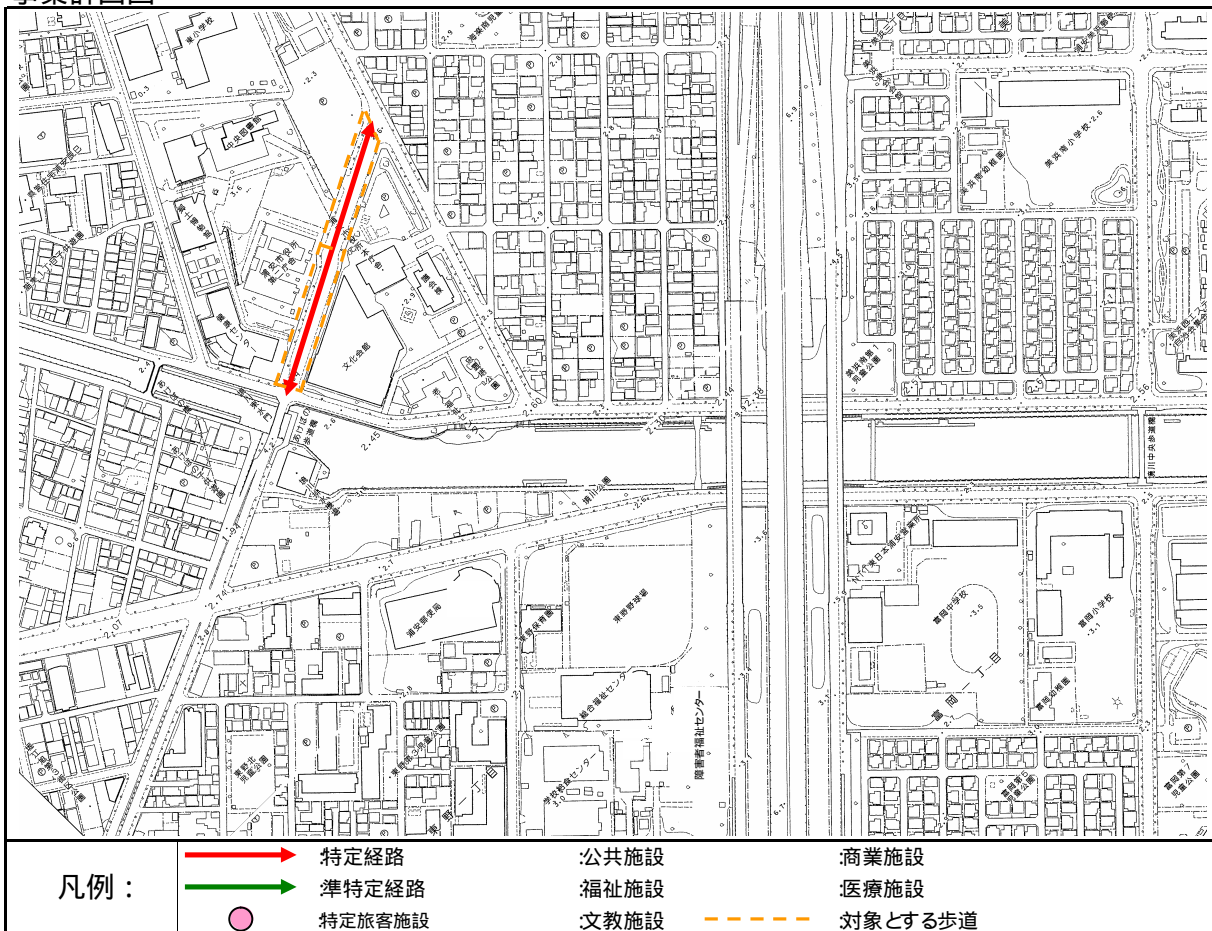
事業計画図



事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

路線名 幹線4号			
事業区間：(始点)浦安市役所東口交差点～(終点)あけぼの歩道橋左岸側交差点			
延長：W = 4m、L = 240m			
事業の内容	事業量 (延長/箇所数)	実施予定期間	
		着手	完了
巻込部の段差・勾配の改良	5箇所	平成21年度	平成22年度
視覚障害者誘導用ブロック設置	480m	平成21年度	平成22年度
歩道舗装	1920㎡	平成21年度	平成22年度
案内標識整備(誘導型)	3箇所	平成18年度	平成22年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	照明の箇所数については、詳細設計で決定する。		

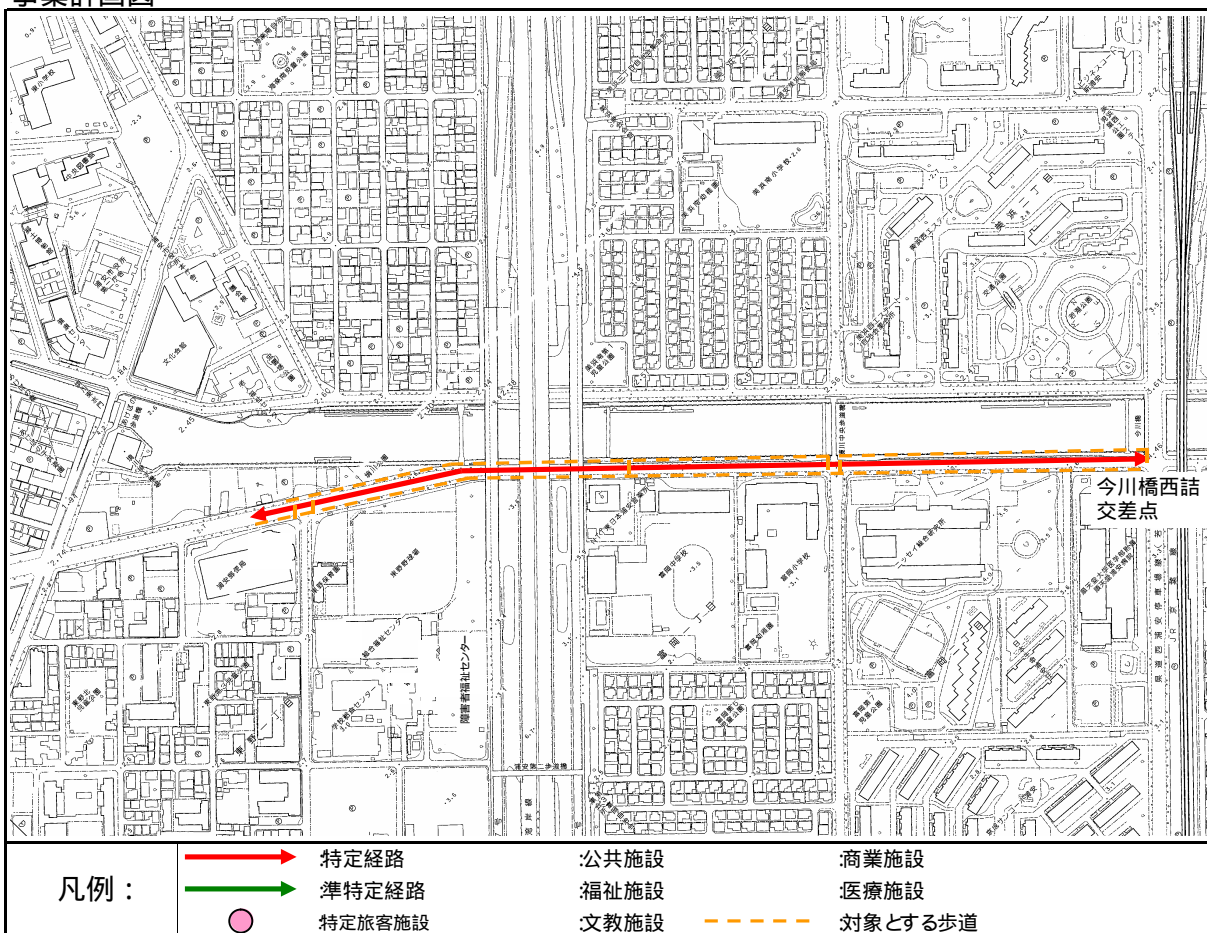
事業計画図



事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

路 線 名 幹線3号			
事 業 区 間 : (始点)今川橋西詰交差点 ~ (終点)浦安郵便局			
延 長 : W = 4m、L = 960m			
事業の内容	事業量 (延長 / 箇所数)	実施予定期間	
		着手	完了
巻込部の段差・勾配の改良	3箇所	平成19年度	平成20年度
視覚障害者誘導用ブロック設置	1920m	平成19年度	平成20年度
歩道舗装	7680㎡	平成19年度	平成20年度
連続照明設置(歩道灯追加・共架A-L交換等)	23箇所	平成19年度	平成21年度
案内標識整備(誘導型)	4箇所	平成18年度	平成20年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	照明の箇所数については、詳細設計で決定する。		

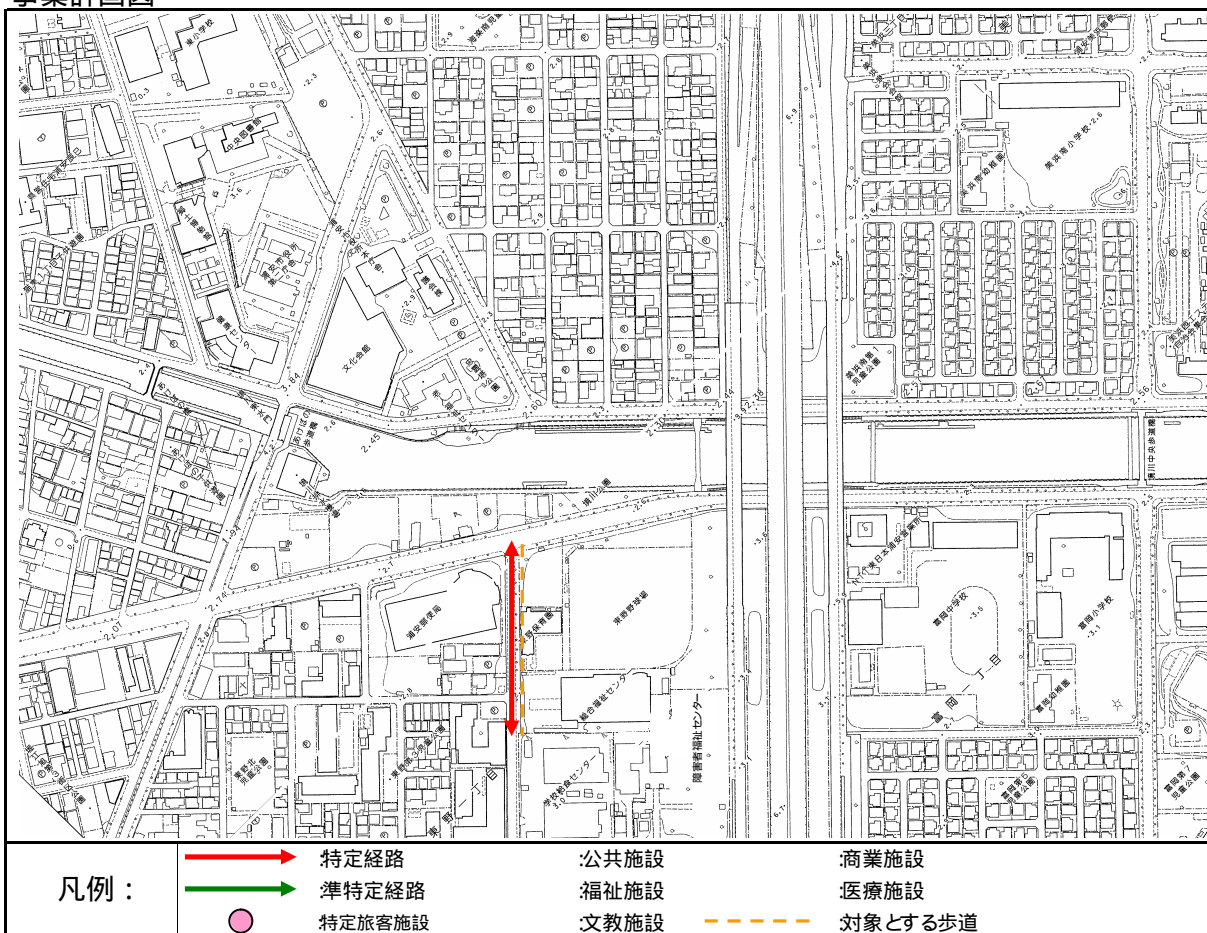
事業計画図



事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

路線名 :市道6-9号			
事業区間 : (始点)浦安郵便局前交差点 ~ (終点)障害者福祉センター			
延長 :W = 4m、L = 140m			
事業の内容	事業量 (延長 / 箇所数)	実施予定期間	
		着手	完了
巻込部の段差・勾配の改良	1箇所	平成19年度	平成20年度
視覚障害者誘導用ブロック設置	140m	平成19年度	平成20年度
歩道舗装	560㎡	平成19年度	平成20年度
連続照明設置(歩道灯追加)	3箇所	平成19年度	平成21年度
案内標識整備(誘導型)	1箇所	平成18年度	平成20年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	照明の箇所数については、詳細設計で決定する。		

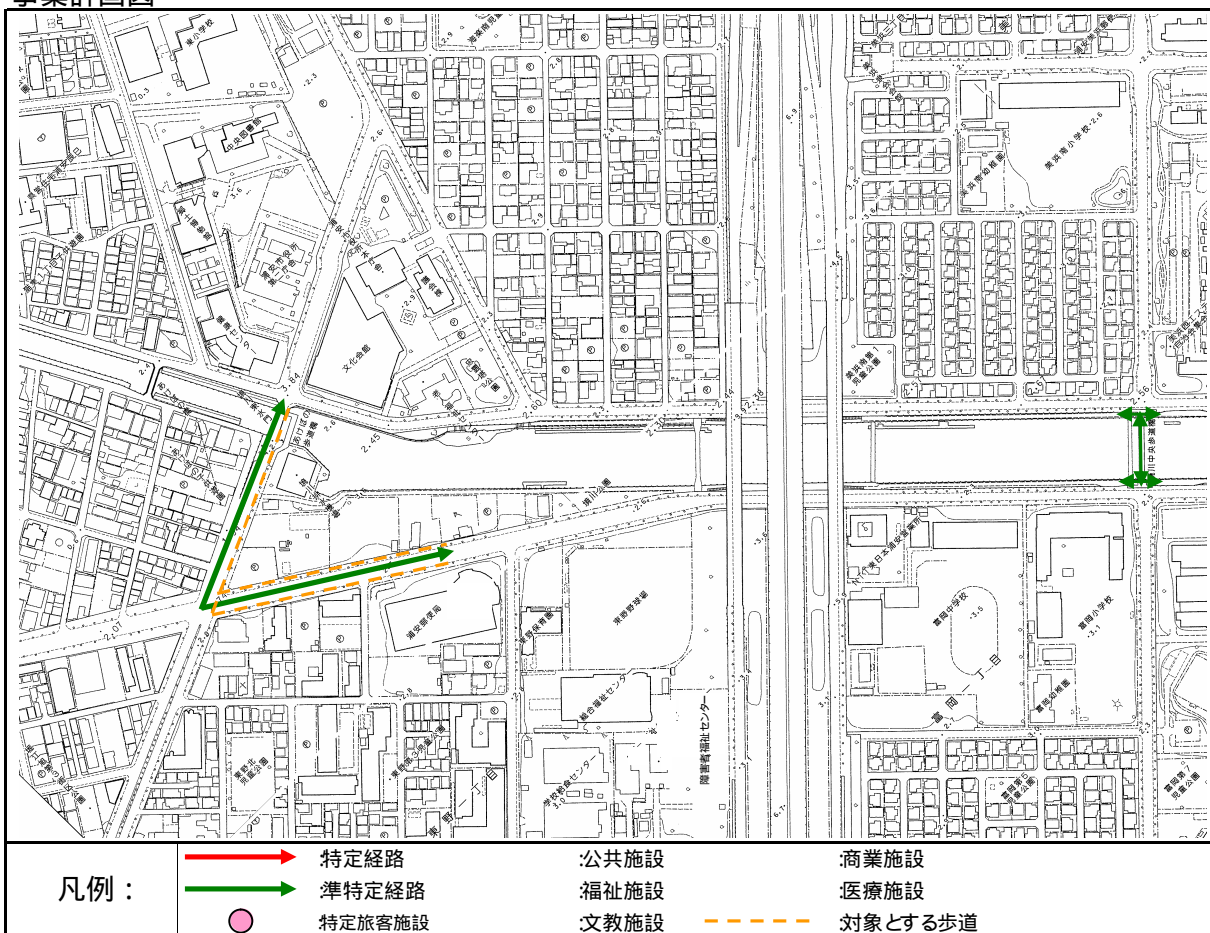
事業計画図



事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

路線名 幹線3号、幹線4号、市道5-40号			
事業区間 :(1) (始点)浦安郵便局 ~ (終点)あけぼの歩道橋左岸側交差点 :(2) 境川中央歩道橋			
延長 :(1) W = 4m、L = 410m			
事業の内容	事業量 (延長 / 箇所数)	実施予定期間	
		着手	完了
巻込部の段差・勾配の改良	6箇所	平成21年度	平成22年度
視覚障害者誘導用ブロック設置	630m	平成21年度	平成22年度
歩道舗装	2520㎡	平成21年度	平成22年度
連続照明設置(歩道灯追加・ランプ交換等)	7箇所	平成21年度	平成22年度
案内標識整備(誘導型)	2箇所	平成18年度	平成22年度
境川中央歩道橋 橋台部改修	2箇所	平成19年度	平成20年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	境川中央歩道橋橋台部改修にあたっては、汚水管橋の撤去が必要である。 照明の箇所数については、詳細設計で決定する。		

事業計画図



事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により 変更となる場合がある。

参考. 用語解説

用語解説

あ行

[移動円滑化基準]

交通バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた、旅客施設、車両、道路、信号機等に関する基準。

[移動円滑化ガイドライン]

移動円滑化基準に基づきよりわかりやすく、また望ましい基準を示したもの。「道路の移動円滑化整備ガイドライン」と「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」の2つがある。

[エスコートゾーン]

視覚障害者用横断帯といわれ、横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内を安全にまっすぐ進めるようにするもの。

[横断勾配]

歩行者や車両の進行方向と直角方向の道路勾配。高低差を水平距離で除した値で、通常百分率(%)で表す。

か行

[輝度]

ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー(発散する光の量)を比視感度(電磁波の波長毎に異なる感度)で計測したものである。輝度は輝度計により測定することができる。単位は、 cd/m^2 (cd:カンデラ)。

[輝度比]

2つのものの輝度の比。視覚障害者誘導用ブロックの輝度比は、通常、ブロックの輝度を、舗装路面の輝度で除して求める。視覚障害者誘導用ブロックは、輝度比 2.0 程度以上確保することとしている。

[均斉度]

明るさの分布を表す指標。(水平面照度の最小値を平均値で除した値。)
歩道等の路面にムラがある(均斉度が低い)と障害物が視認しづらくなるため、ガイドラインでは、均斉度は0.2以上確保することとしている。

[建築限界]

道路上で車両や歩行者の交通安全を確保するために、ある一定の幅、ある一定の高さの範囲内には障害になるような物を置いてはいけないという空間確保の限界である。道路構造令では、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道における高さの建築限界は、路面から2.5mとなっている。

[交通バリアフリー法]

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年11月15日制定)。公共交通機関のバリアフリー化と、市町村が定める移動円滑化の基本構想が大きな枠組みとなる。

[高齢化率]

総人口に対する65歳以上の人口の割合。

[コミュニティバス]

大型の路線バスとは異なり、駅から遠く、バス路線から外れている交通不便地域や道路が狭い地域に小型バスを走らせ、気軽に利用できるようにするもの。浦安市では「おさんぼバス」を運行している。

さ行

[視覚障害者用横断帯]

「エスコートゾーン」参照。

[視覚障害者誘導用ブロック]

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもった床材等のこと。

[J I S 規格]

日本工業規格。各製品の工業製品や品質の試験・測定方法などに一定以上の基準を設けたもの。視覚障害者誘導用ブロックについては、平成13年9月に規格化された。

[シビックセンター地区]

市役所等の公共施設群が集中立地する地区。浦安市では市役所周辺をシビックセンター地区と呼んでいる。

[斜路]

坂路のことで、傾斜路ともいう。移動円滑化された立体横断施設に設ける斜路(傾斜路)は、縦断勾配を5%以下とするなどの規定がある。

[縦断勾配]

歩行者や車両の進行方向の道路勾配。高低差を水平距離で除した値で、通常百分率(%)で表す。

[重点整備地区]

交通バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。特定旅客施設を中心とし、重点的かつ一体的整備が必要な地区として市町村が定めるもの。

[準特定経路]

特定旅客施設（駅）と対象目的施設、あるいは対象目的施設相互を結ぶ歩行者空間ネットワーク形成を図る上で重要な経路として重点整備地区内より抽出、整備する経路のことをいい、『基準に適合した整備は困難であるが、可能な限りバリアフリー化を図る経路』と定義する。

[照度]

明るさを示す指標。単位は lx（ルクス）。

[新浦安駅前複合施設]

新浦安駅前の公共用地を有効に活用し、市の重要課題である保育所の整備、放置自転車の解消に向けた自転車駐車場の整備、国際交流の場となる拠点的な施設の整備を中心に、行政サービス、市民サービス等を提供する施設。PFI手法を活用して整備・運営を行なう。

[スムース横断歩道]

マウントアップ形式の歩道の場合、交差点部で進行方向の勾配がついてしまうため、それを解消するために車道をハンプ構造にして歩道を連続させた形式の歩道。

[ソフト]

人、システム、制度など主に運用に関するもの。それに対しハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。

た行

[対象目的施設]

特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設。

[千葉県福祉のまちづくり条例]

高齢者、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することができる社会を構築するために行われる福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりのための施策及び高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする千葉県が定めた条例。平成8年制定。

[透水性舗装]

雨水等を地下に円滑に浸透させることができる舗装構造。透水性舗装により、排水勾配に必要な横方向の勾配を緩和できる。

[特定経路]

特定旅客施設と対象目的施設との間の経路。

[特定事業計画]

交通バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業（バリアフリー化に関する事業）に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業がある。

[特定旅客施設]

1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上であること、又は相当数の高齢者、身体障害者等の利用が見込まれることなどの要件に該当する鉄道駅・空港等の旅客施設。

な行

[ノーマライゼーション]

障害を持つ人も持たない人も同じように生活し、活動できるような社会が本来あるべき姿であり、そうした環境整備を行うこと。

[ノンステップバス]

低床型のバスの一種で、車両内で階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。後方座席へは行く途中に数段の階段がある。

は行

[ハートビル法]

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年）。一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したもの。改正ハートビル法（平成15年4月1日施行）では、一定条件の特別特定建築物の新設もしくは大規模な改良の場合は、バリアフリー化が義務づけられる。

[ハード]

ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。それに対しソフトとは人、システム、制度など主に運用に関するもの。

[バリアフリー]

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

[ハンプ]

車道に設置した凸型路面で、その部分を通過する車両を押し上げるものであり、運転者が事前にこれを視界の中で確認して、速度を低減することをねらった道路構造である。交差点入口に設置するハンプには、交差点付近での速度抑制という目的を持つほかに、交差点における歩行者の車道横断の支援、および交差点の視認性向上という目的をもつ。

[P F I]

Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ) の略。民間の資金やノウハウを活用して、社会資本を整備する手法。

ま行

や行

[ユニバーサルデザイン]

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

ら行

[立体横断施設]

横断歩道橋、地下横断歩道その他歩行者が道路等を横断するための立体的な施設のこと。

わ行